

令和7年度 第1回 秩父市立病院建設計画策定委員会 次第

日 時 令和7年6月30日（月）

午後2時30分～

場 所 秩父市役所 本庁舎4階第1・第2委員会室

1 開 会

2 自己紹介

3 委員長及び副委員長の互選

4 委嘱書（任命書）の交付

5 市長あいさつ

6 諮 問

7 議 題

（1）現在までの検討状況について

（2）建設候補地について

（3）委員会及びスケジュールについて

8 閉 会

秩父市立病院建設計画策定委員会 委員名簿（令和7年6月30日 委嘱・任命）

委員

No.	所属等	職名	氏名	備考
1	埼玉医科大学医学部医療政策学 (埼玉県地域医療構想アドバイザー)	特任教授	小野寺 亘	【委員長】 学識経験者
2	東京科学大学病院総合診療科 (秩父市事業推進アドバイザー)	教授	石田 岳史	学識経験者
3	秩父郡市医師会	会長	井上 靖	医療に従事する団体の代表
4	秩父郡市薬剤師会	会長	今泉 直樹	医療に従事する団体の代表
5	秩父郡市看護師会 (秩父市立病院)	会長 (看護部長)	新井 寛子	医療に従事する団体の代表 (市立病院の医療従事者)
6	秩父保健所	所長	平野 宏和	関係機関の代表
7	秩父消防本部	消防長	加藤 好一	【副委員長】 関係機関の代表
8	秩父市議会	議員	内田 均	市議会議員
9	秩父市議会	議員	赤岩 秀文	市議会議員 (副議長)
10	公募委員	医師	大野 哲郎	公募による市民
11	公募委員	会社員	風間 亜紀	公募による市民
12	秩父市立病院	病院長	島村 寿男	市立病院の医療従事者
13	秩父市立病院事務局	事務局長	手島 均	市長が必要と認める者
14	秩父市保健医療部	部長	千島 裕美子	市長が必要と認める者
15				

事務局

No.	所属等	職名	氏名	備考
1	秩父市保健医療部 市立病院建設準備室	準備室長	黒田 誠	事務局
2	秩父市保健医療部 市立病院建設準備室	主席主幹	石崎 雅拓	事務局
3	秩父市保健医療部 市立病院建設準備室	参与	古屋敷 光芳	事務局
4	秩父市立病院事務局	次長	石野 雅禎	事務局 (兼職市立病院建設準備室)
5	秩父市立病院事務局管理課	主席主幹	斎藤 寿	事務局 (兼職市立病院建設準備室)

※オブザーバーとして、秩父市保健医療部地域医療対策課の職員も出席する。

秩父市立病院建設計画策定委員会条例

令和 6 年 6 月 2 6 日

条例第 1 8 号

改正 令和 7 年 6 月 2 6 日 条例第 2 2 号

(設置)

第 1 条 秩父地域で求められる医療体制に柔軟に対応できる病院機能の維持を目的とした新たな秩父市立病院（以下「市立病院」という。）の建設に関し必要な事項を調査審議するため、秩父市立病院建設計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市立病院建設に係る課題及び検討事項に関すること。
- (2) 市立病院建設に係る基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 秩父郡市内において医療に従事する団体を代表する者
- (3) 市内の関係機関を代表する者
- (4) 市議会議員
- (5) 公募による市民
- (6) 市立病院の医療従事者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、その委嘱又は任命の日から当該委員の委嘱又は任命に係る当該事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を 1 人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健医療部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。
別表第1中第57号を第58号とし、第50号から第56号までを1号ずつ繰り下げ、第49号の次に次のように加える。

50 市立病院建設計画策定委員会 委員	委員長	日額	6,800円
	委員	〃	6,400円

附 則（令和7年6月26日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(11) 市立病院建設計画策定委員会委員